

## 産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

- 1 車両の写真の取扱い（要領第3-1、3-2関係）  
車両の写真は自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項の表示がわかる写真を添付するように表記を変えました。
- 2 積載物品の制限についての取扱い（要領第3-1関係）  
類似の表現があった場合の取扱いについて記載しました。
- 3 住民票の取扱い（要領第3-1関係）  
マイナンバーの取扱いについて記載しました。
- 4 施設配置図の取扱い（要領第5-1関係）  
申請の際に、屋外・屋内の区分を記載するように表現を変更しました。
- 5 その他  
用語の統一や表現の明確化等の所要の改正を行いました。

### 【施行期日】

平成29年4月1日